

Title	英国社会運動史に就て (二、完)
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.3 (1917. 3) ,p.383(65)- 396(78)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170301-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

they form a nation. And thus it was that France burst into her new life. Her long Chrysalis stage, when patriotism clung about the old monarchy, was ended; and the nation stood erect and defiant, England, Italy, Illyria, Spain, Russia, Germany, successively felt the impact of this new vital force, and responded with messages, first of sympathy, then of distrust, finally of hostility. Thus, within twenty-five years, Europe was awake, and, became a camp of warring nations.

博士の國民主義に對する説明は此一節に概括せられて餘蘊はない。夫れから博士は日本の國民主義に就て少しく説及ぼして居るから、尋で乍ら左に其れを紹介する。

日本をして突然中世紀的國家から近世紀的國家に改造せしめ、其古來の武士道の力を損傷することなくして、歐洲文明の精粹を吸收せしめたのは、純乎たる日本人の愛國的精神である。朝鮮から露西亞を放逐し、山東省から獨逸を驅除し、而して現に軍需品を露西亞に

供給して聯合諸國を忠實に援助しつゝあるのも、畢竟痛切なる國民的名譽の觀念からである。然も半世紀に足らざる前まで弓矢を以て戦ひ、假面を蒙りて敵を嚇せし人民によつて此の如き偉業は遂げられたのである。こは實に一個の傳奇小説である。而かも其傳奇小説の真髓は、國民的生活の有ゆる崇高なる部分の體現として天皇に對する忠義と相待つて、日本人の上下を一貫する強き愛國心である。日本は實に恐ろしい貧乏國である。然し日本人には「戦はんにも國を有たない」との哀聲は殆ど夢想だもせられない所である。

博士は尙同章に於て軍國主義の起原から、其れが一八六〇年普魯士王ウィルム一世に依て復興せられ、現今のカイゼルに及んだ次第を説明して居る。第九講 Nationalism since 1885 と第十講 Internationalism は編輯締切迫して閲讀の邊を得なかつたから、何れ他日を期して紹介することあらう。

英國社會運動史に就て(二完)

小泉 信三

前號に於て余は近代英國社會運動發展の極めて大略を描くと同時に之に關する參考書十數を擧げ、其中の一たるシドニー・ウェブの近業『Towards social Democracy? 1916』の要旨を本號に於て紹介す可き事を約したり今之をなす事左の如し

二

一八四八年ペロンネット・トムソンなる人ラシカシアアのポルトン市街上の所見を筆に寫し其住民が如何に貧賤困窮の淵に沈淪して而かも全く奮發心なく手を己れに加ふるものは實に上帝にして地主には非ずと觀念するものゝ如く手を拱して運命に甘じつゝあるかの狀を描けり。今之を取りて今日のポルトン市民と比較せよ。固より二十世紀のポルトンに於ても貧窮者全く

之なしと云ふ可らず、而かも少くも全體として之を見れば此市住民は繁榮を樂しみ健康にして知力に富み、充分の休日を取り自主自恃の念旺盛なりと評する事を得可し。之れ實に一大變化なり。此大變化は抑も何に由て生じたるか一言の説明なき能はざるなり。或は之が原因を自然科學の發達に求めんとするものあれども當らず、何となればトムソンがポルトン住民の窮狀を描くに先だつ五十年以來自然科學上の發見發明は既に盛に行はれつゝありしを以てなり。マチユアアト・ミルが凡ての自然科學上の發見機械の發明は毫末も勞働者階級の苦痛を輕うするとなかりき今後と雖も亦同様ならんと云へるは吾人の同意を禁じ難き所なり。科學上の發見機械の發明は其自身に於ては少しも勞働時間を短縮するの力なく亦少しも賃銀を引上げるの效なし。所詮一八四二年のポルトン紡績職工を化して二十世紀のポルトン紡績職工たらしめたるも

のは機械學物理學化學生物學上の發見には非ずして實に社會現象に干する知識と思想との進歩せし事はなり。即ち社會法則に關する吾人の知識が増し、從て大に社會現象を左右するの術を解するに至りしとは是なり。而して其結果は市營事業工場法職工組合運動保健並に教育救貧法老若病者孤兒に對する公共扶助等の形を取りて現はる。普通に社會主義と稱せらるゝもの即ち是なり。而して是等の社會運動は自然科學者が實驗室に於て研究に没頭しつゝある不知不識の間に着々として人間社會の組織其者を改造しつゝありたるなり。

社會組織の改造は頗る多岐に亘れども其の第一として普通に「都市社會主義」を以て呼ばるゝ市營事業の發達を擧ぐるを得可し。而して都市社會主義の爲めに基礎を與へたるものは英國地方自治體組織の變遷なり。此變遷は經濟上の見地より之を觀察すれば自治體の組織の始め

生産者の結合たりしものを漸次に改めて消費者の結合と化せしめたるにあり。昔の地方團體は或はギルドにせよ或は莊園にせよ、何れも生産者の結合より成るものなり、即ちギルドは手工業者又は商人の團結たり、莊園は又農業小作人の團結たり。而して生産者の團結に必ず免れ難きは其獨占的排他的性質を帶ぶることにして生産者の團結は其性質上一地方の住民全部を包含すること能はず、勢ひ同じ職業に屬せざる他の一般住民に對して特殊の利害特權を主張するに至ること避く可らず。之に反して今日の市町村は全く其組織の根底を異にし或一市の市民は其地域内に於ける住民の全部より成り、其職業の如何、即ち生産者としての資格如何は問はるゝ事なし。而して市民は其代表者を選擧する事に依て其市政を左右し、自ら定むる所の原則に基きて費用を負擔し以て其道路橋渠公園を使用し或は又飲料水瓦斯電燈電車の供給を受く即ち

之れ一個の消費者の團結の外ならず。一八三五年の市制の意義は古き生産者結合の原則に代ふるに新しき消費者團結の原則を以てしたる點に存するなり。而して此の如き改革を基礎として今日市營事業の種類と範圍の擴張は殆ど際限を知らざらんとす、即ち道路の修築點燈並に掃除、下水の設置、防水防火機關の設備、水、住宅、牛乳或は進んで食物の供給、燈火、交通機關の供給、學校、圖書館、畫廊、博物館等の教育機關設置、勞働市場の組織、孤兒病者不具者老年者の保護養育、失職、薄俸に基づく困厄の豫防救濟の如きは實に都市の任務とする所の一端を數へたるのみ。今日英國に於て都市の經營下にある資本總額十億磅、即ち全人口一人當二十二磅に相當すと云ふ。而して如上百般の勤務を供給するに當り其消費者たる市民と消費者の組合たる都市との關係に至ては一ならず。或は勤勞の消費又は使用の強制せらるゝことあり、任意

なることあり。或場合には勤勞の供給に對し其分量に應じて消費者より費用の全部又は一部を支拂はしむること瓦斯、電氣の供給に於けるが如きことあり。又費用には關係なく一般的に定められたる料率に従ひ料金を支拂はしむること道路、橋渠、渡船、市街鐵道の料金に於けるが如きあり。更に或は水道税の如く勤務に對して支拂を要求するも其料額は供給量に關係なく消費者又は使用者の資力を標準として定めらるゝことあり。然れども最も普通の場合に於て勤務は純然たる共產主義的の原則に基きて供給せらる。即ち勤務の供給は無償にて行はれ、其費用は別に課税其他の方法に依て徴收せらるゝ也。等しく消費者の結合たる點に於て都市と性質を同ふするものを消費組合となす。たゞ彼れにありては一定地域内の住民は其加入を強制せらるゝに反し之は任意強制の組合員を以て組織せらるゝの相違あるのみ。消費組合の淵源は一八

四四年ロチデエルに於て廿八人の織物工が自家日用品の供給を目的として一小組合を起したる時にあり。而して當時盛に流行せし生産者の組合と此消費者の一小組合とが如何に根本の原則を異にし、而して此新原則の發見が如何に重大なる意義を有するかを「ロチデエルの先達」は自ら了解することなかりき。今日英國に於て消費組合の数は千五百に達し、之に加入せる組合員二百七十五萬、而して其の營む業務の範圍は酒精飲料の供給を除くの外、農工業より交通銀行業に至るまで殆ど及ばざる所なく、其五千五百萬磅の資本を以て一年間に營む取引高一億二千萬磅を超過すと云ふ。特に注意すべきは此成績が何等營利心の刺戟(普通業務の成功には缺く可らざるものと想像せらるゝ)を俟つ事なくして擧げられたるの一事是なり。事業市營と消費組合の二運動は互に相扶け相補充して未だ相侵し相重複する事なし、即ち都市に依て代

表せらるゝ強制的消費者組合は専ら無償的勤務及び水、燈火、交通機關、住宅の如き主要なる生活必需品の供給に當り、食物、衣服、家具等凡百の日用品は任意的消費組合に依て製造分配せらるゝを常とし、兩者相合して一年二億磅の貨物並に勤務を資本主義的生産に依らずして供給しつゝあり。消費組合運動は當初より専ら労働者階級の運動として發達し來りしが、其の労働者階級に對する貢獻は物質的方面に於ても小ならざれども精神的方面に於ては更に大なり。即ち労働者は消費組合の經營に參與することに依て公共事務を處理するの方を學び之に必要な訓練を受け得たること決して尠少に非ざるなり。

組合運動は分配に成功して生産に失敗せりと云ふものあり。然れども此言は精確ならず失敗に終れるは消費組合の生産經營に非ずして、全然反對の原則に基づきて組織せらるゝ所謂生産

組合なり。生産組合は労働者の零細なる資金を糾合して組合を作り労働者自らをして資本家たらしむることに依て貸銀制度を廢止せんことを目的とするものなれども、經驗に徴すれば此種の企業に於ては通常充分なる資本醜集の困難、適當なる支配人を得るの困難及び作業上の規律を維持するの困難あり、競争上普通企業に對抗すること能はざるを常とす。

市營事業及び消費組合の發達に依りて社會組織の基礎が生産者より消費者に移さるゝ一方に消費者の利害は又政治を左右したり。即ちギルド徒弟制度の廢止にせよ、或は關稅の撤廢にせよ凡て交易の自由の爲めの運動は何れも皆自由競争に依て低廉なる貨物の供給を受けんと欲する消費者の要求に依て後援せられたり。十九世紀初年に於ける英國製造業者は其製造業者としての立場よりも自由貿易を要求したるやも知れずと雖もビール及びグラッドストーンをして、遂

に自由貿易を實行せしめたるものは實に消費者の強き要求なりき。然れども此の消費者の低廉要求に基づく自由競争主義の弊害は漸く人の注目する所となれり。産業革命の結果として一方に於ては工業經營の規模漸く大を加へ、他方に於て、漸く土地資本と絶縁して貸銀のみに衣食する労働者の全人口に對する割合は日に日に増加しつゝあり(先進工業國に於ては其割合三分二乃至五分の四に及ぶ)過去七十五年間に於ける社會運動は此事實が漸く世上に認識せられたる時より始まる。低廉を旨とする自由競争主義を貸銀労働者は喜ぶ可き理由を有せず。一八四二年當時のランカシャー炭坑夫に取りて自由競争あるが爲めに衣服を低廉に買ひ得るとは、若しその同じ自由競争あるが爲めに不健康なる坑内に於て長時間の労働に服し僅少の賃銀に甘せざる可らずとすれば決して歓迎す可らず。又當時のポルトン木棉紡績工は自由競争あるが爲め

に低廉なる石炭の供給を受け得たりとするも、他方に於て自由競争は彼自身並に其妻及び兒女を驅りて工場に走らしめ一日十二時間乃至十五時間の勞働に服せしめたりとすれば決して之に對して感謝す可き理由を有せざる可し。而かも十九世紀前半の自由貿易經濟學者は競争に對する束縛障壁を除去するに忙しくして未だ雇主勞働者間の自由契約の爲めに生ずる弊害を顧みるに遑なく、雇主と個々勞働者との協定を自由放任する時は兩者の力相等しからざるが爲め必ず勞働者の虐使を招き國民の勞働力を涸渇せしむるに終る可き事に思及ばざりき。マカロク、シニョル、コブデン、ブライトの徒は其自由貿易の見地より政府が特殊の産業に人爲的保護を與ふるの弊害を痛論したれども雇主をして恣に勞働を虐使せしめ、爲めに國民の健康を害して救貧法の救助を仰ぐ者の數を増加せしむる時は結果に於て特殊産業に補助金を交附すると

毫も異なる所なし。左れば雇主の専制に拘束を加ふるは民主主義必然の要求なるのみならず、又實に眞の自由貿易運動の一プログラムを爲す可きものなり。さればアアガイル公は記して曰く、「此時代に於て行政學上の二大發見なされたり、一は自由貿易の大利益、他は勞働に制限を加ふるの絶對的必要是なり。…されば工場法は異常の場合に處する例外として許す可きものに非ずして自由貿易の原則と等しく立法の大原則として承認す可きものなり。而して自由貿易の原則と等しく益々其適用の範圍の擴張さる可き運命を有するものなり」と。

一八〇二年、同十九年、二十五年、及び三十年の工場法及び一八四二年の鑛業條例に始まる勞働者保護法は初め實際の必要に應じて最も顯著なる弊害を矯正し、自ら保護する事能はざる特殊の勞働者に法律上の保護を加ふるの目的を以て制定せられしが此法律の保護は漸次に其

範圍を擴張し一八四二年の鑛業條例以後更に數次の立法は災厄に對する勞働者保護の程度を進め、賃銀支拂の方法に制限を設けて勞働者の欺騙に陥る事を防ぎ、又女子、小兒のみならず更に進んで成年勞働者の勞働時間にも制限を加ふるに至れり。同様の保護は船舶乗組員に並に一八八九年及び一八九三年の鐵道監督法に依て鐵道從業員にも及ぼされ、更に相次で制定せられたる物給法、工場及び作業場法及店舗時間法に依て今日女子及び少年を雇備する殆ど凡べての製造工業並びに小賣店舗は法律の制限監督を受けるに至れり

然れども工場法の擴張が一般世間の承認を以て迎へらるゝに至りしは比較的近年の事に屬し十九世紀前半に於ては雇主と勞働者間の取引は第三者の介入を容さざるの思想所謂識者階級の頭腦を支配したりしを以て勞働者は法律の助けを籍らず、任意の團結を組織し以て自ら保護せ

んと努むるに至れり。而して都市社會主義と消費組合とが相補ひ、相扶けて發達し來れるが如く、勞働者の任意團結も亦工場と相呼應し相策勵しつゝ發達し以て雇主専制の範圍を漸次限局し來れり。工場法が先づ工場の衛生設備、危険の豫防小兒の勞働時間に就て干渉を試みたるに對して職工組合は先づ賃銀標準率、賃銀支拂の方法及標準勞働時間の協定を以て始め、同盟罷工を以て是が實行を雇主に迫れり。職工組合がフランス・プレース(一七七一一一八五四)及びジョセフ・ヒューム(一七七七一八五五)の盡力に依り如何にして一八二四年及び二五年兩度の法律に依て始めて承認を與へられ、如何にして一八三〇年代に於てロバート・オエンの運動に捉へられ、又如何にして一八四二、四八年の間に於て憲章黨の運動に捲き込まれんとしたるか、如何にして一八四六、五一年の交に於て其方針を改め堅實なる財政的基礎の上に其濟組合とし

ての發達の端を開き、如何にして一八七一年及七五年の兩度議會に依て其地位を承認せられしか如何にして一度因循不活潑に陥りし運動が労働者間に於ける階級的覺醒の結果十九世紀末に至りて復活したりしか、如何にして一九〇三年上院がタッフゾール判決に於て職工組合役員の不行為に對し組合は其基金を以て損害賠償をなすの責あるものとの新判例を開きしか、而して其結果として職工組合が如何に其全力を「労働黨」に集中し、以て議會をして組合基金の不可侵を定めたる一新法律(一九〇六年)を通過せしめたるか。是等の點に就て今再び職工組合史を繰り返すの要なし、吾人はたゞ二十世紀初頭に於て合衆王國の職工組合は組合員二百二十五萬を數へ、其年收入總額三百萬磅を超へ、基金總額六百萬磅に達したるの事實を記録し、且つ棉紡績、棉織物、炭坑、造船の如き代表的大工業に於ては組合に加入せざる職工殆ど絶無なるの一

事を擧ぐるを以て満足す可し。

十九世紀末年に近づくに及び工場立法及び職工組合運動は歴史家の特筆大書す可き一新發展を遂げたり。人は漸く工場法並に職工組合は單に資本の壓制に對して弱者を保護すと云ふに止まらずして其根底更に深き處に存するものあるを感ずるに至れり。即ち労働者の強弱賢愚如何に拘らず、社會は其自らの生存幸福の爲めに斷じて侵犯を許さざる一定條件を各人に向て課せざる可らずと云ふにあり。アスクピスは曰く「凡ての社會は其各員に向て課する道徳的並に物質的最低限如何に由て或は生存し或は亡滅すと。斯の如くして所謂國民的最低限の觀念は漸く世人に承認せらるゝに至れり。一定條件の遵守は社會の健康の爲めに缺く可らず、故に國家は之を社會各員に向て強制すと之れ其の中心思想なり。斯の如くにして國家は健康の國民的最低限を強制し、教育の國民的最低限を強制し又

閑暇の國民的最低限を強制す。閑暇の最低限は最初寺區の徒弟に次で織維工業に備はるゝ小兒及女子に對して強制せられ、次で他の工業に及びしが一九〇八年以來炭坑内に労働する成年男子にも適用せらる。更に最後に吾人は一九〇九年の職業局法に依り國家が特定工業に就き雇主の最低賃銀額の支拂を強制しつゝあるを見る。之れ衛生の最低限、労働時間の最長限を強制すると同じ原則に依り國家が生活の國民的最低限を保障しつゝあるを意味するなり。

小兒及び病者老年者の扶助の爲には十六世紀以來の救貧法あり、窮貧者をして纔かに餓死を免れしめしが、十九世紀後半に入るに及救貧法が取扱ひ來れる小兒疾病者老年者の各々に對し別に之を救濟する新しき機關發達し救貧法其者は太しく其價値を失ふに至れり。即ち小兒に對しては教育吏員ありて獨り兒童の教育を掌るのみならず、必要ある場合には醫療を施し食餌を

給與す。疾病者に對しては衛生吏員あり、組織最も善く整へる都市に於ては醫務官は進んで疾病者を搜索せしめ、必要なる醫療を受くることを促せるの事實あり。又老年者に對しては一九〇九年以來法律に依る養老年金の支給あり、地方年金吏員は年收三十一磅十志を超へざる七十歳以上の老人七十萬人に對して年金を交附しつゝあり。又身體健全なるも職業なき爲め窮迫に陥れる男女に對しては地方窮迫扶助委員あり、一九〇五年の失職労働者法に基づき救貧法に依るよりも適當なる方法に於て救助を與ふ。市營事業と消費組合、工場法と職工組合の如く、救貧制度と相並んで發達したるものを任意共濟組合とす。共濟組合の目的とする處は組合員の醜金に依り、保險の原則に基きて組合員の疾病又は死亡に際して給與をなすにあり。從來の經驗に徴すれば、疾病、死亡又は廢疾の救濟に關する共濟組合の成績は著しきものあれども、

養老年金の支給並に組合員失職時の救済は資力不充分にして其能くせざる所なるが如し。職工組合中には任意失職保険を實行せるものありと雖も僅かに一部労働者間に行はるゝのみ。十九世紀末葉獨乙帝國政府が創設したる大規模なる強制的疾病、災害、病廢並に養老保險制度は一新時期を劃するものと云ふ事を得可し。獨乙の例は佛蘭西、瑞西、白耳義、諸威等に依て模倣せられたれども、英國に於ては一方に任意共濟組合の發達あり、他方に前述の如き貧窮者救済の制度備はれるが爲め強制的保險の採用は久しく妨げられたり。たゞ養老保險に於ては英國政府は獨乙帝國よりも更に一步を進め全く被保險者の醵金を要せざる年金制度を實施せり。失職保險に就て特に記す可きは所謂ガン式保險補助の制度是なり。即ち千九百一年白耳義ガン市に始まり佛蘭西、瑞西、アルサス、諸威、丁抹の諸市に於て行はるゝ所にして、職工組合又は

其他の團體にして任意失職保險を行ふものに對し公共團體が補助金を下附して之を獎勵するの制度なり(註曰、千九百十二年英國は國民保險法を制定して強制的疾病保險並に七種の工業に對して強制的失職保險を實行し併せて自餘の工業に對してガン式制度を實施しつゝあれども、エツブの記述は千九百九年を以て打ち切られあるを以て之に及ばず。)

以上述ぶるが如く各種の方面に於て、國家公共團體又は任意組合はそれ〴〵其方面に於て從來私人の手に委せられたる職分を奪ひ其自由行動の範圍を限局し來れり。而して是れデモクラシー當然の結果なり。資本家又は上中流人士の大多數は之を以て個人自由の侵害と爲す可しと雖も民衆に取りては之れ却て個人自由の積極的發展なり。産業革命を豫見せざりしルソオ、フランクリン、ジェフアソン等は恐らく民主々義の此新發展を想像すること能はざりしならん。

代議自治の原則を獨り純然たる政治上の關係にのみ限る事なく、廣く經濟上社會上の關係に適用せんとする、是れ實に今日の風潮なり。

以上余は過去七十五年間に於ける諸種の社會運動の發展を叙したり、茲に至りて次に社會主義其者に就て語るは當然の順序なる可し。社會主義の中心思想は何ぞ。無制限なる土地資本の私有の結果として個人が他人の生活を支配するの狀態を廢止し、之れに代ふるに民主々義を基礎として社會全體の共同自治を實現せんとする事是なり。而して今日社會主義の勢力と其普遍とは何人も争ふ可らず。社會主義思想の淵源は之を一方に於てはルソオ他方に於てはサンシモンに尋ね可きか。然れども社會主義なる名稱が用ひらるゝに至りしは一八三二年以後の事に屬し、Robert Owen (1771-1858) Abraham Combe (1785-1837) Charles Fourier (1772-1837) Etienne

Cabet (1788-1856) 等の共產社會建設の試み、又は Louis Blanc (1813-82) 又は Ferdinand Lassalle (1825-64) 及び一八四八年の英國基督教社會主義者の主張せる生産組合の企劃に對して適用せらるゝを常としたり。

政治上の近世社會主義運動は一八四八年カアール・マルクス(一八一八—一八八三)が「共產黨宣言」に於て全世界の労働者よ、團結せよと呼びたる時を以て始まる、此時以來社會主義は常に民主的政治の基礎の上に現在の産業組織社會組織の改造を主張して變はることなし。今吾人は一八四八年以後の文明諸國に於ける政治運動の發展又マルクスが創設したる萬國労働者聯合の終始に就て語る邊を有せず。社會主義運動の發達の上より見て之よりも遙かに重要な意義を有するはマルクスの「資本論」(一八六七年)發表なり資本論の價値は該博精密なる青書イリテツクの涉獵に基ける其の英國産業革命史の記述にあり。マルク

スガ一方に於てはリカルドオ他方に於てはトオマスホジスキンより得たる價值學說——急激なる富の増加と相並んで勞働者は僅かに生存必要額を賃銀として受けつゝあるの矛盾を説明するものとして人に多大に印象を與へたる價值學說——に就ては今日其形式に拘泥するを要せず、形式上より見れば誤謬ありと雖も、職工組合並に工場法なき場合の近世賃銀制度を説明したるものとして實質上此説は眞理なり。而して此説はフリードリヒ・エンゲルス(一八二〇—一九五)の夫れと相俟ちて職工組合、工場法、國民的最小限の思想を普及せしむる上に多大の貢献をなしたり。然れども一八八一年を以て始まる英國社會主義運動に思想上より大なる影響を與へたるものは別にあり、同じくリカルドオの地代法則是なり。此法則の作用あるが爲めに現に耕作せらる最劣等地以外の土地より生ずる凡べての利益は悉く地主の壟斷する所となるとの説はへ

ンリイ・ジョージ(一八三九—一九七年)の雄辯に依て宣傳せられ、一社會主義團體の設立を促がす結果を見たり。

社會主義の綱領は之を立法上並に行政上の用語に引き直せば大略次の四ヶ條に歸することを得可し。

- (一) 産業資本の公有公營(國有市有)の範圍を擴張すること
- (二) 私有に委せらるゝ土地資本の經營に對して逐次社會の監督の程度を進むること
- (三) 前二條を實行する上に必要な費用を支辨する爲め國家は資本私有の結果たる所得の不平等を多少矯正するが如き方法に於て課税を行ふ事。殊に無勤勞所得たる地代及び利子に對する負擔を漸次に加重すること
- (四) 自ら扶助すること能はざるものゝ爲め公共團體が其時其國に於て國民的最小限と

認むる程度の生活を保障すること

社會主義の主張する所は此四ヶ條を出でず。然らば則ち所謂社會主義の進歩は、カンニング、ピイル、ベントナム、グラッドストーンの主義の經驗的發展に過ぎずと云ふも不可ならん。而して最近二三十年間に於いて立法、並に政治上經濟上の議論は多く右述の方向に傾きつゝある事疑なしと雖も、さて如何なる程度まで世界は此の方向に向つて進行す可きやに就ては人の見る所同じからず、且つ又一般思想の變遷が如何なる程度まで社會主義者の努力の結果にして又如何なる程度まで其原因たりやは遽かに決し難き問題なり。今此思想の變遷は原子的社會觀廢れて有機的社會觀之に代れりの一言を以て盡くすことを得可し。七十五年前流行の社會哲學は自由放任主義なりき。即ち社會は個人に干渉を加へず、個人の爲めに何等の責任を負ふ事なし。自由競争を放任すれば人間最大の幸福と人間能

力の最大發展は其必然の結果として齎らざる可し。社會は相闘ふ原子の集團に過ぎず、而して是等原子の相争闘するに委す時は期せずして最良の社會状態は實現せらる可し。是れ實に當時行はれたる社會觀なり。而して社會の單位として認められたるものは家族、即ち戸主たる男子にして妻並に子は獨立の權利と利害とを認められざる不完全の人格なりき。然るに今日吾人の社會觀は全く異なれり。吾人は最早個人と個人との争闘が必然的に公共の爲めに善を齎らすと信せず。而して同時に家族は社會の單位たらずして個人之に代れり。即ち新社會觀は當然婦人の解放並に小兒の法律上の地位上進と相伴ふ事を知る可し。家族の崩解は社會組織の弛緩を來さずして却て緊密なる國家的結合に導きたり。社會は共同の目的を有し、之を共同の組織に依て追求せざる可らざる事を識認す。吾人は必しも個人の利害と一致せざる社會その者の利

害別に存することを。各個人を自由に行動せしむる事に依て必然的に社會の共同目的に到達し得可しとは信ずる能はざる所なり。共同の目的は社會その者が組織的に之に向て努力することに依りてのみ到達する事を得可し。文明生活の或最小限度の保障は社會共同の責任なり。而して國家又は公共團體に依る此責任の負擔は決して勤勉なる個人と怠惰なる個人との差別を消滅せしむるものにあらず。唯前よりも高さ水準上に於て之を存せしむるのみ。又吾人は既に國家の干渉と相並んで常に任意組合の發達せる實例を市營事業と消費組合、工場法と職工組合、救貧法と共濟組合の場合に於て見たり。國家の積極的行動は決して之が補充として又補助として任意組合の發達するを妨ぐるものに非ず。而して二十世紀の國家は國民に對して大なる義務を負擔すると同時に社會は個人に對して舊時の人の知らざる新しき義務を課しつゝあり。今

や市民は其家族の健康を維持するの義務あり、子女を定刻に登校せしむるの義務あり、住宅の清潔を保つ義務あり、疾病時に際しては病院に就きて醫療を受くるの義務あり。有ゆる方面に於て個人は凡百の新しき義務に逢着し、而して社會は百般の施設に依て其義務の履行を可能ならしめ且つ之を強要す。而して此義務の負擔は結果に於て個人の能力を高め個人發展の機會を大ならしむ。一言にして云へば過去七十五年間集産主義を成長せしむることに依て法律は實に自由の母なりき。(完)

獨逸爲替相場低落の原因(下)

小林 武 男

- 一、獨逸には通貨膨^{インフレーション}脹の事實ありや……其疑を存すべき理由
- 二、金の移動制限されたる場合に於ける國際間の決済……開戦當時に於ける英米爲替相場……一九一五年に於ける英米爲替相場
- 三、獨逸爲替相場の低落……獨逸の米國に對する支拂勘定……米國の獨逸に對する支拂勘定……獨逸の米獨國際貸借上に於ける順調(以上前號)
- 四、獨逸の其他中立國に對する國際貸借上の逆調……獨逸の對中立國決済の紐帯を介して行はる事は馬克相場を改善せり……スカンナナツニア爲替相場の騰貴と其調節

獨逸の米國との貸借關係が獨逸に有利なる状態に在ることは前節に縷説せる所の如くなるが、其隣接中立國との關係に於て和蘭、丁抹、瑞西、瑞典、諾威の何れの國に對して國際貸借

は獨逸に逆調を呈せり。但埃匈國との貸借關係は獨逸に有利なるは勿論なりとす。獨逸と他中立國との貿易は依然として行はれ、獨逸は此等の國より多額の輸入をなすと同時に此等の國に對しても相當の輸出をなすも、獨逸輸入額は其輸出額を超過すること遙に大に、而かも其輸入超過額を獨逸人の外國へ提供する勞務又は有價證券の賣却に依つて決済するの途に出でざるなり。固より獨逸と各中立國との間の貿易額が幾何額に達するや米國に於ては容易に知るを得ず。蓋し中立國にしても又獨逸にしても其貿易額を發表するは英國の獨逸封鎖を益々嚴重ならしむるの結果を來すを知らばなり。且英國の檢閱官は獨逸の貿易が何れの國との關係に於ても全然杜絶されありとの虚偽を米國民をして信せしめんとするに急なるも他方に英國の封鎖政策は殊更に米國の利益に反して區別的取扱をなすの事實を暴露するを欲せざればなり。然し實際